

第1章 新たな荒川区健康増進計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

戦後、わが国は生活環境の改善や医学の進歩などにより、平均寿命が飛躍的に延び、今や世界有数の長寿国となっています。しかし、この急速な高齢化の進展に伴い、がん・循環器病（脳血管疾患・心疾患など）・糖尿病・慢性閉塞性肺疾患（以下「COPD」という。）などのいわゆる「生活習慣病」の増加・重症化や認知・身体機能の低下から起こる要介護者の更なる増加が予測されています。

荒川区でも、同様の傾向が見られ、要介護になる人の要因は、高齢による衰弱、骨折・転倒、糖尿病、心臓病などが多くを占めています。また、区の主要死因の割合は、がんが1位で、75歳未満の男性のがんによる死亡率は東京都平均よりも高い状況となっており、これらを改善することが喫緊の課題となっています。

人生100年時代を見据え、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会を実現するためにも、区民一人ひとりが健康づくりに取り組み、「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」を長く保つ、「健康寿命の延伸」を図るための取組みが重要です。

これまで荒川区は、区民一人ひとりの健康と長寿を願い、いつまでもすこやかに生き生きと過ごせる「生涯健康都市あらかわ」の実現を目指し、「荒川区健康増進計画」を策定し、様々な施策に取り組んできました。

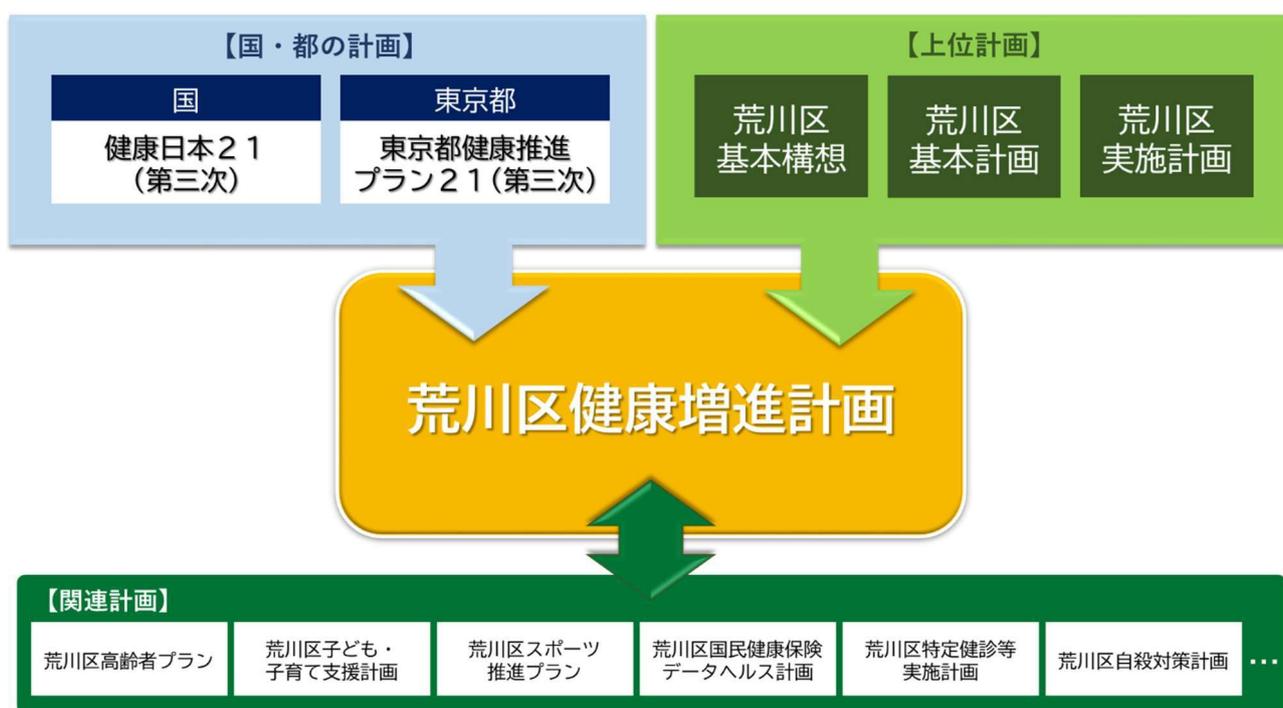
令和5年度は「荒川区健康増進計画（平成29～33年度）」（以下「前計画」という。）の最終年に当たります（国において、「健康日本21（第二次）」の期間が延長されたことを受け、計画期間を2年間延長）。そのため、これまでの施策の評価を行い、今後、区政が重点的に取り組むべき課題を明確にし、施策を効果的に進めることを目指して、健康増進計画の改訂を行います。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、令和5年5月31日に改正された「健康日本21（第三次）」の基本的な理念に基づき、健康増進法第8条第2項による「市町村健康増進計画」として位置づけられる計画で、平成29年3月に策定した前計画を継承し、区民の健康意識を高め、一人ひとりの健康づくりを支援するための指針となります。

本計画は、「荒川区基本構想」、「荒川区基本計画」、「荒川区実施計画」を上位計画として調和を保った計画とします。さらに、「荒川区高齢者プラン」、「荒川区子ども・子育て支援計画」、「荒川区スポーツ推進プラン」等、関連する計画とも整合性を保ちつつ策定します。

【荒川区健康増進計画の位置づけ】



第3節 計画期間

本計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

前計画については、5か年計画で進めてまいりましたが、本計画においては、国及び東京都の動向や計画期間を勘案するとともに、荒川区の関連計画との計画期間の調和を図るため6か年の計画期間といたします。

なお、社会状況の変化や法制度・計画等の改正を踏まえ、必要に応じて適宜修正を行うものとします。

【関連計画の計画期間】

| 計画 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 | R14 | R15 | R16 | R17 |
|-------------------|-----|----|---------|----|----|----------|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 荒川区健康増進計画 | 前計画 | | 本計画 | | | | | | 次期計画 | | | | | |
| 健康日本21 | 第2次 | | 第3次 | | | | | | | | | | | |
| 東京都健康推進プラン21 | 第2次 | | 第3次(予定) | | | | | | | | | | | |
| 荒川区国民健康保険データヘルス計画 | 第2期 | | 第3期 | | | | | | | | | | | |
| 特定健診等実施計画 | 第3期 | | 第4期 | | | | | | | | | | | |
| 荒川区高齢者プラン | 第8期 | | 第9期 | | | 第10期(予定) | | | | | | | | |

